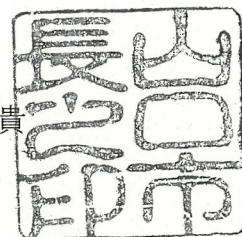


山口市公告第104号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、山口農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和8年6月12日

山口市長 伊藤 和 貴



1 縦覧場所

山口市農林水産部農業振興課 山口市亀山町2番1号

2 縦覧開始日

令和8年6月12日

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見及び処理結果

意見書の提出なし

(別紙)

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定めた農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画を、次表のとおり変更した。

【山口農業振興地域整備計画農用地区域】

地区番号	変更する土地	面積(a)	変更内容
1	仁保下郷字上ノ原 10456 番 1	40.59 のうち△3.26	除外
14	佐山字前樋ノ口 491 番 1	△7.64	除外
27	阿知須字宮ノ脇 1519 番 1	△6.20	除外